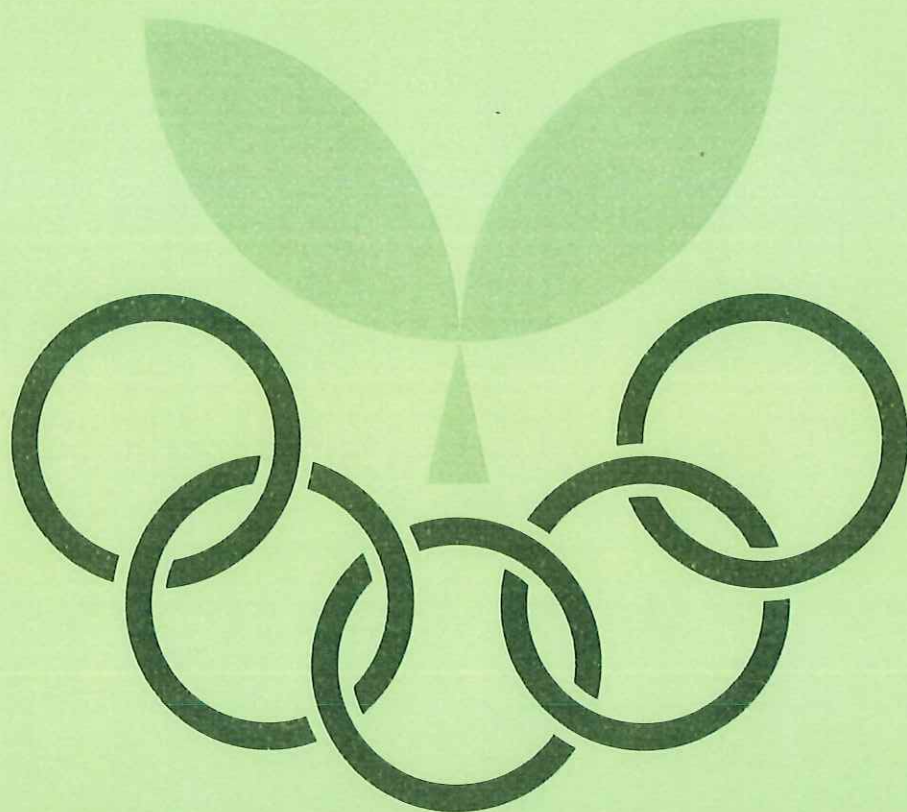


第 56 回
和歌山県スポーツ少年団総合競技大会
剣道・サッカー・バレーボール



期 日 令和7年6月上旬～9月下旬

場 所 東牟婁地方

主 催 公益社団法人和歌山県スポーツ協会
共 催 和 歌 山 県

第56回和歌山県スポーツ少年団総合競技大会開催要項

総 則

1 趣 旨

県下スポーツ少年団員のうち各地方から選出された代表チームの参加を得て、スポーツを通じて相互の親睦と交流を深め競技力の向上を目指すとともに、本県スポーツ少年団の普及発展を図ることを目的として開催する。

2 主 催

公益社団法人和歌山県スポーツ協会

3 共 催

和歌山県

4 主 管

和歌山県スポーツ少年団本部 新宮市スポーツ少年団本部 串本町スポーツ少年団本部
那智勝浦町スポーツ少年団 太地町スポーツ少年団 古座川町スポーツ少年団
和歌山県軟式野球連盟 和歌山県バレーボール協会 一般社団法人和歌山県サッカー協会
公益財団法人和歌山県柔道連盟 和歌山県剣道連盟 和歌山県少林寺拳法連盟

5 期 日

令和7年6月上旬～9月下旬

6 開 催 地

東牟婁地方

7 開 催 競 技

軟式野球・サッカー・バレーボール・柔道・剣道・少林寺拳法

8 開 会 式

各競技別に実施する。

9 閉 会 式

各競技別に実施する。

10 参 加 資 格

(1) 出場する各チームの監督・コーチは、令和7年5月9日（金）までに各市町スポーツ少年団本部に令和7年度登録手続きで指導者登録を完了したものであること。（但し、各競技別で参加資格を定める場合はこの限りではない。）

※新規登録団については、スタートコーチ（ジュニア・ユース）がいなくても登録はできるが、今年度中に必ず2名以上のスタートコーチ（ジュニア・ユース）資格を取得しなければならない。

- (2) 出場する各チームの団員は、令和7年5月9日（金）までに各市町スポーツ少年団本部に令和7年度登録手続きを完了した小学4年生～6年生（但し、サッカー、柔道（団体）は、チーム編成が不可能な場合に限り小学3年生の参加を認める。軟式野球、バレーボールについては小学1年生～6年生の参加を認める。少林寺拳法については未就学児、小学1年生～大学4年生までの参加を認める。）及び中学生とする。
- (3) 代表チームは、各地方から選出されたチームとし、原則として登録単位団から1チームとする。
- (4) 団員は、保護者が承認し、かつ各市町村スポーツ少年団本部長が推薦した者とする。なお、保護者の参加承諾書等の取り扱いは、各市町村スポーツ少年団本部に一任する。
- (5) 団員は、医師の健康診断を受け、異常がないと認められた者であること。

11 チーム編成

各競技実施要項に定める。

12 地方代表チーム数

| 競技名 | 種別 | 和歌山市 | 海草 | 那賀 | 伊都 | 有田 | 日高 | 西牟婁 | 東牟婁 | 合計 |
|--------|-------|--------|----|----|----|----|----|-----|-----|----|
| 軟式野球 | 小学生 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 16 |
| サッカー | 小学生 | 4 | 1 | 2 | 2 | 1 | 2 | 2 | 2 | 16 |
| バレーボール | 小学生女子 | 参加数とする | | | | | | | | |
| | 小学生男子 | 参加数とする | | | | | | | | |
| | 混合 | 参加数とする | | | | | | | | |
| 柔道 | 小学生 | 参加数とする | | | | | | | | |
| 剣道 | 小学生 | 14 | 2 | 6 | 7 | 6 | 6 | 4 | 3 | 48 |
| | 中学生 | 8 | 2 | 3 | 3 | 3 | 3 | 2 | 2 | 26 |
| 少林寺拳法 | 小学生 | 参加数とする | | | | | | | | |
| | 中学生 | 参加数とする | | | | | | | | |

備考 出場チーム数が合計チーム数に満たない場合は、東牟婁地方で補充することができる。

13 参加料

| | | |
|--------------|------|--------|
| 軟式野球・サッカー | 1チーム | 2,500円 |
| バレーボール | 1チーム | 2,000円 |
| 剣道・柔道（団体） | 1チーム | 1,500円 |
| 柔道・少林寺拳法（個人） | 1人 | 200円 |

参加料は、必ず各地方スポーツ少年団連絡協議会等で全競技取りまとめ（各単位団から直接振り込まないで下さい）の上、全競技分一括払い（メールでの詳細添付）で令和7年10月10日（金）までに、下記銀行口座宛て送金すること。

<振込先>紀陽銀行 県庁支店 普通預金 口座番号0415561
 口座名義 公益社団法人和歌山県スポーツ協会
 事務局長 杉田 直也（スギタ ナオヤ）

14 参加申込み

- (1) 出場する各チームの代表者は、参加申込書（別記様式）を4部作成し、所定の参加料を

添えて所属の市町スポーツ少年団本部宛て3部提出すること。

- (2) 市町スポーツ少年団本部は、出場チームを取りまとめの上、当該地方スポーツ少年団連絡協議会（和歌山市は除く。）宛て令和7年5月9日（金）（但し、サッカー競技については、令和7年6月6日（金）までとする。）までに2部提出すること。（あわせて参加申込書のエクセルデータをメール添付ファイルで提出すること。）
- (3) 地方スポーツ少年団連絡協議会等は、当該市町村出場チームを取りまとめの上、県スポーツ少年団本部宛て令和7年5月16日（金）（但し、サッカー競技については、令和7年6月13日（金）までとする）までに1部提出し参加申込みをするものとする。（あわせて参加申込書のエクセルデータをメール添付ファイルで提出すること。）
- (4) 参加申込み後の選手の変更は原則として認めない。

15 競技方法等

- (1) 競技方法、競技規則は各競技実施要項に定める。
- (2) 試合組合せについては、主催者において厳正に抽選し、決定する。

16 表彰

原則として第1位から第4位まで表彰する。

17 参加上の注意

- (1) 参加チームは、必ずスポーツ少年団単位団旗を保持して開会式に参加すること。
- (2) 参加者は必ずスポーツ少年団員章・指導者章(ワッペン)をユニホームに貼り付けること。
- (3) 参加者は、競技に必要な用具、飲料水及び国民健康保険証等を持参すること。
- (4) 参加者は、スポーツ安全傷害保険又はこれに準ずる保険に加入しておくこと。
- (5) 参加者が大会期間中に疾病又は傷害を生じた場合、主催者において応急手当のみ行う。
- (6) 各会場でのゴミ等は、参加者で責任をもって処理すること。